

# 子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和4年3月24日（木）

午前10時01分～午後1時20分

場 所： 議場

出席委員 (5人)	委員長 委員 委員	三階道雄 安斉きみ子 大野まさき	副委員長 委員	岸田めぐみ 斎藤せいや
--------------	-----------------	------------------------	------------	----------------

出席説明員	オリンピック・パラリンピック (兼) スポーツ振興担当部長 スポーツ振興課長 事務取扱 (兼) オリンピック・パラリンピック 推進室長事務取扱 文化施策担当課長 子ども青少年部長 子ども家庭支援センター長 子育て・若者政策担当課長 教育部長 教育部参事 教育指導課統括 指導主事事務取扱 学校支援課長	小林弘宜 宮崎武 本多剛史 角谷美喜子 水野誠 鈴木恭智 山本勝敏 麻生孝之	文化・生涯学習推進課長 子育て支援課長 児童青少年課長 教育部参事 教育指導課長事務取扱 文化財・教育企画担当課長 教育協働担当課長	古谷真美 植田威史 石山正弘 細谷俊太郎 齊藤義照 室井裕之
-------	--	---	--	---

## 案 件

件 名	審 査 結 果
1 4 陳情第 1 号 ヤングケアラーに関する調査及び支援に対する陳情	採択すべきもの
2 第 2 9 号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
3 所管事務調査 GIGAスクール構想について	了承・継続調査
4 特定事件継続調査の申し出について	了承

## 協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 多摩市立市民活動・交流センターの開館準備状況について	文化・生涯学習推進課
2 パルテノン多摩グランドオープンに向けたスケジュール等について	文化施策担当
3 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた多摩市立温水プールの運営について	スポーツ振興課
4 屋外スポーツ施設管理更新計画の進捗状況について	スポーツ振興課
5 令和 3 年度第 4 回多摩市子ども・子育て会議の概要について 厚生労働省・東京都「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施」の調査状況報告について	子育て・若者政策担当 (子ども家庭支援センター)
6 令和 4 年 4 月認可保育所新規入所申込等の状況について	子育て支援課
7 保育料の未納金対策（令和 3 年度の取組み）	子育て支援課
8 パルテノン多摩 4 階子どものエリア事業の進捗状況等について	子ども家庭支援センター
9 令和 4 年多摩市成人式について	児童青少年課
10 令和 4 年度学童クラブ待機児童状況（予定）について	児童青少年課
11 学童クラブ費 過年度分滞納状況について	児童青少年課
12 多摩市立多摩ふるさと資料館の開館準備状況について	教育振興課
13 都指定史跡「稲荷塚古墳」用地に関する申し出について	教育振興課
14 多摩市学校事務共同実施の令和 3 年度進捗状況について（報告）	教育指導課
15 「ICTと健康」セミナーの実施について（報告）	教育指導課 学校支援課 教育センター
16 ICTと健康に関するアンケート調査の集計結果について	教育指導課

午前10時01分 開会

三階委員長 ただいまの出席委員は5名である。定足数に達しているので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は、行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、4陳情第1号 ヤングケアラーに関する調査及び支援に対する陳情を議題とする。

なお、4陳情第1号については署名の追加があったので、事務局より報告させる。

山本議会事務局次長 4陳情第1号について、これまでの署名は53名だった。本日までに追加の提出が96名あった。合計して149名である。

三階委員長 それでは、本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など、市から説明等があったら願います。

本多子ども青少年部長 それでは、ヤングケアラーに関する対応状況ということで、子ども青少年部の取り組みについて、まずご報告をさせていただきます。

現在ヤングケアラーの方については、我々としては、要保護児童対策地域協議会という虐待対応の協議会がある。この協議会向けの国の調査があつて、その中でヤングケアラーと認識している方については、本市としては、17人の方がいると回答している。

この17人の方については、ヤングケアラーということで通報があつた形での対応ということではなくて、あくまでも虐待対応の虐待案件として通報があつた中で、その対応をしていく中で、ヤングケアラーという事実が確認された方ということである。

具体的な支援としては、子ども家庭支援センターが行っているが、内容としては、家庭へのヘルパーの派遣、また、在宅サービスなどを入れるといったような対応を行っている。

また、17件のうち、そのうち5件が学校経由で上がってきた案件であつて、それ以外については訪問看護ステーション、また、家族、親戚などから連絡で、子ども家庭支援センターにつながったケースである。数としては、

多くが学校経由ということである。それとこのヤングケアラーについては、やはり地域で発見していただくということが大切であって、今現在我々としては、窓口職場の職員を中心に啓発活動、それと事業者として保育園、幼稚園、それと小・中学校の校長会、それと民生委員の方などについて研修またはヤングケアラーという方がいるという認知をしていただくということで啓発を行っている。

それと市民に対する周知としては、昨年10月20日号のたま広報で、周知のほうをさせていただいて、ヤングケアラーという方がいるという認識の啓発を行っている。現状としては、以上のような対応を行っている。

鈴木教育部長 今、子ども青少年部長からあったところの中で、教育委員会として個別の対応であるが、一昨年来、一般質問等でもこの件については、ご質疑を公明党会派さん中心にいただいていたところである。

教育委員会としては、各学期が終わって長期休業に入った後、休業明けのところで生徒たちの心の状態あるいは体の状態、そういったところを詳しく、担任あるいは各学年の主任教諭等が確認をしつつ、アンケート調査も実施をしている。

そういった中で、把握した課題がある場面、先ほど子ども青少年部長からあったが、虐待あるいは何かしら生活苦等があるのではないかとということ把握した場面で、子ども青少年部あるいは関係部署と連携をして、対応を進めているところである。

全庁的な動きについては、先ほど子ども青少年部長がご説明させていただいた内容に、教育委員会としても把握した時点から合流をさせていただいている状況である。

三階委員長 これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はないか。

大野委員 今、いわゆる虐待案件の中で、ヤングケアラーにある例が17名というお話だったが、そのうち学校経由が5件というお話だったが、お子さん自身が、児童や生徒自身が自ら相談するという例はあるのだろうか。

角谷子ども家庭支援センター長 令和3年10月に行った要保護児童対策地域協議会に対する調査の中で、やはりその中で1件が、お子さん自らが、自分が兄弟の世話を見るのは限界だということで、ご自身から発信があったので、そうい

った形につながってくる案件が1件あった。

その方は、家にもいたくないという形になったので、一時、児童相談所とも調整をして、一度保護した案件ではあるが、そういった形で自ら発信をされたケースが1件あった。

大野委員

どうしてもお子さんのことになってくると、学校だったり、先ほどお話あった幼稚園、保育園というところが一つ発見のきっかけなのかというのは感じる。今、お子さん自身がおっしゃった話というのは、なかなか多分希有な例で、多分そういう境遇に置かれても、それを相談するものなのかどうなのかわからないというのが、おそらくお子さんの状況なのかということでは推察できる中で、やはり近くにいる大人としては学校とかが大きな役割になるかと思うが、仮に、今後こういったものをきちんと把握しようとした場合に、今アンケートなど長期休暇後に行うという話はあったが、そういうことを行うことで、何か先生たちの負担になるから難しいとか、そういうことというのはあるのだろうか。あるいは、これからきちんと調査をしてほしいというのは、一応、陳情でも出ているが、何か懸念するようなことはあるか。

鈴木教育部長

先ほどご説明させていただいたとおり、各学期の長期休み明け、5月の連休明けにも行っているところだが、そこについては、もう既に行っている。これから行うのではなくて行っているので、そこについては、負担感があるのかないのかと言われれば、当然実施をするので作業はふえるわけだが、やはり子どもたちの心と体の健康というのは、教育の前提なので、そこについては特段問題はないかなと思っている。

ただ、ここから先の何か個別の対応については、学校完結というのは私は難しいと思っている。先ほどご報告したとおり、関係機関、全庁を挙げて連携をする中で、必要などころにつないでいく協議をして、そこで学校が手を離すことはないと思う。

大野委員

これは例えば私が学生のときは、先生が家庭訪問とかが普通にあったと思うが、今なかなか多分そういうことが変わってきているのかと思う。そういうことに伴って、いろいろな家庭状況の把握が難しくなっているような部分というのはあるのだろうか。あるいは、そういうのは別に関係なく、連

携が取れていれば、同じように情報が入ってくると理解してよろしいのだろうか。

山本教育部参事 今ご質問あった家庭の状況を把握をするということだが、確かに家庭訪問を行うという学校は少なくなっている。

ただ、先ほど教育部長のほうからご答弁をさせていただいたが、子どもたちの様子を教員のほうが、つぶさに健康観察等で把握をしてきているところである。

また、アンケート等によって子どもから上げられた悩みや不安、こういったものを捉えて必要に応じて家庭訪問を行ったりということは、現在もやっているのですが、個別の状況に応じてということにはなるが、こういった子どもたちの不安だとかヤングケアラーに関する悩み、こういったものを把握をするときには、必ず家庭のほうにアプローチをしながら、必要な情報を収集をし、また、関係部局と連携をしながら対応を図っていくということを今後も進めていく。

大野委員 あと、民生児童委員の人たちなどに対しての研修なども行ったと聞いているが、本当はいろいろな人たちが連携して、気づくのが一番いいわけなのだが、その辺り、どんな研修をされたのだろうか。

角谷子ども家庭支援センター長 6月議会の際にもお話しさせていただいたように、多摩市において関係者向けに多摩市子どもの虐待対応マニュアルを作っていて、今年度9月に改定をしている。その中で、初めてヤングケアラーという概念をこの中に書かせていただいて、虐待が起きたときの対応が中心となるが、地域の中で、こういった特別な視点で気にしてみしてほしいというところにDVとか、親御さんのご病気の方とかというところの欄に、新たにヤングケアラーとはというものへの対応ということで書かせていただいて、ヤングケアラーの概念というものを説明をさせていただいた。

その対象としては、先ほど子ども青少年部長もお話したように、保育園、幼稚園の園長会とか、それから、教育のほうは学校長と、あとは学童クラブ、児童館、それから民生委員さん等々、おのおののほうに出向いて行って、ご説明をさせていただいたということになる。

やはり皆さんは関心がおありで、マニュアル全体というよりはやはり今

ヤングケアラーはどういう状況かと、どの説明会においてもやはりご質問があって、その中で、今わかっている現状のほうを説明させていただいて、皆さんも、そういう意味では発見していただける立場の方でいらっしゃるの、気にして、そういう視点で、見守りをさせていただきたいということをしてきた。

三階委員長       ほかに質疑はないか。

安斉委員       多摩市でも、子ども青少年部と教育委員会のほうで、それぞれ取り組んでいらっしゃるということがわかった。

それでいただいた陳情者からの資料にもあるように、やはり子ども自身が、自分がそういう家族を世話しているということが、自分の気持ちの中で無理をしているとか、そういうことがわからない、自覚ができないというのが書いてあった。

私はこれは非常に大事なことで、例えばだが、その学校教育の現場の中でも、先ほどお一人だけ自ら声を出して、助けを求めたというのがあって、そういう機会をやはりつくるということも非常に必要だと思う。例えば本当に自分が置かれている状態、家族を世話している状態が大変しんどい、重いということ、それとそれ自体が子どもたち、小学生、中学生、それ以前からにもなるし、その以後もなるわけだが、いわゆるその子どもたちが成長している期間の自分の自らの人権だという、これは非常に難しいところだが、でもそういう重みがあるところが侵されているのだ。これはやはりあなた個人だけの問題ではないねと、みんな、それこそ社会が力を合わせて助けなければいけない課題だよということをお教えるという機会が私はとても大事ではないかと思う。

なので、今この多摩市では、平和・人権課もあるし、それから様々な分野で人権の問題を考える機会もたくさんあるわけだが、子どもたちに向かってどう具体的にわかりやすく、子どもの気持ちを傷つけることもないような配慮もしながらできるのかどうか。その辺りをお考えになったことがあるのか、それぞれの子ども青少年部、それからまた教育の部門のほうからも伺いたいと思う。

本多子ども青少年部長   つらい思いをされて、ケアに当たっている方がいるということで、

子どもたちが、そういった状況をやはり近くの方に相談できるということが必要かと思っている。なので、我々としては先ほど申したように、身近な存在として児童館、学童クラブの方、それと保育園、幼稚園の方々に、そういった方がいるかどうかというのをしっかりとアンテナを高くして見ていただくということを啓発をさせていただいている。

それと我々現場としても、そういった子どもの、ケアラーの本人からの聞き取りを行うという場面では、どうしてほしいのかということをもとに本人に確認をして、どういう対応を望んでいるのかということを知り取った上で、対応を図っていくということが必要かと現場のほうでは考えている。

山本教育部参事 教育現場ではということでご質問いただいた。

子どもたちが、陳情者のほうからもあるようになかなか自分がヤングケアラーであるということについての自覚を持つというのは難しいところが実際あるのではないかと捉えている。

まず、そういった子どもたちが自分で苦しい思いだとか困っていること、やはりこれを伝えていけるようにするためには、このヤングケアラーということだけではなくて、先ほど子ども青少年部長のほうからもあったけれども、学校のほうでは、SOSの出し方教育というものを進めている。助けてほしいという援助要請をしていくこと、また、そういった援助要請を周りの友達が感じてそれをやはり温かく見守ったりだとか、そして、その気づいたことをまた大人に伝えていくこと、こういったことが非常に今後このヤングケアラーの支援には、必要になってくると考えている。

もう1点、やはりこのヤングケアラーについて、教員が気づいていくということが必要になる。なので教育委員会では、昨年6月の議会で一般質問でこのヤングケアラーについてご質問いただいた後に、すぐに小学校または中学校の校長会のほうで、このヤングケアラーについて説明をさせていただいた。

そしてまた、その後の教員の研修の中でも、このヤングケアラーということについて取り上げながら、こういったヤングケアラー、家族のケアに負担を抱えている児童・生徒がいるという認識を持つこと、そして子どもの心理面を把握するアンケート、また、日々の子どもの観察からヤングケ

アラサーを把握をして、そして、その支援に向けては学校だけでは難しいところがあるので、教育委員会に報告をもらいつつ、関係部局とつなぎながら支援を進めていくこと、こういったことについて教員の理解を深めていくということに、現在取り組んでいるところである。

安斉委員

それぞれの部署から回答いただいた。そういう努力をぜひとも続けていただきたいと思う。

それでその対策なのだが、陳情者の要望の中には、群馬県の高崎市の教育委員会のことを引いて、1人でもそういう存在がわかっただけで支援をすると発表したとあるわけである。私はやはり今日のこの場所には、教育部門とそれから子ども青少年部門がおいでになっているが、先ほどもお話が少し出ていたが、全庁挙げてというお話があったが、まさしくそのとおりでと思う。介護保険制度を利用したりだとか、それからまた訪問看護を利用したりだとか、それから本当に場合によっては要保護というかそういう形で救わなければならないという対象にもなるかと思うので、先ほど全庁挙げてと言われたが、例えばそういうやはり今聞くとお一人どころか、17名の方がいらっしゃるということもあるので、そういう対応の窓口というか、全庁をつなぐネットワークをつくってそういう対応の機関をつくるとか、そうしたお考えがないのかどうか。具体的なその支援策について今お考えになっていらっしゃる事があれば、お聞きしたいと思う。

角谷子ども家庭支援センター長 子どもに対する支援、おっしゃるように、1つの課、部だけでは難しい現状がある。本日先ほど17件あったが、子ども自ら発信された方もいらっしゃれば、アウトリーチ型と言って家庭に入る、介護福祉部門。訪問看護ステーションであったり、生活福祉部門のケースワーカーであったり、そういった方が家庭に入って、何かそこで子どもさんのことで気になるなといえ、要保護児童のネットワークができていますので、子どもがいれば、気になる事があれば、全庁的に子ども家庭支援センターにとにかく連絡を入れるというのが100%とは言わないが、ある程度そういう認識が各課の相談部門のほうではできています。

なので、今回もそういった形で、お母さんが病気で訪問看護ステーションが入っていたり、生活保護のケースワーカーが気になってかけてきたり、そ

ういったことを通して全庁で取り組んでいる。

それから教育のほうも、学校の先生がお聞きになって、この頃の子どもは結構先生にお話をしてくれるので、そこから先生たちが聞き取った中で必要があれば、子ども家庭支援センターにつないでいただくという連携ができています。

その中で、まず私たちは子どもさんに面接、学校のほうに出向いていたり、子どもさんが相談しやすい場所に出向いて行って、お子さんが実施してきた中身をお聞きして、子どもが介護をしてきたことが悪かったではなくよく頑張ってきたねというところを認めながら、何に困ってきたか、今後何をしてほしいかというのをしっかりと聞き取って、そこからサービスを入れてほしいか、そういったサービスのことを子どもはきっと知らないだろうから、こういったサービスも使えるかもしれないよというのを私どもも十分把握して、お子さんに提示をしながら、子どもさん自身も選んでそういうことを導入したり、その中でまた親御さんのほうの考えというのもあって、難しい案件もあるが、子ども自身がどういうところに困る、子ども自身がどういうところで選択をしてというところで、支援をしていきたいと考えています。

三階委員長

ほかに質疑はないか。

岸田委員

未就学児のヤングケアラーもいると言われているが、やはり小学校、中学校と上がってくるにつれて、その過度なケアを担っていく子どもたちがふえているのかというのは、国の調査とかを見ても感じる。やはりそう考えると小学校、中学校で先生たちに気づいてもらえる、そこでSOSを出せるということはすごい大事なことかと思う。先ほどアンケート調査等でも、子どもの体のことだったり、心の問題があれば把握に努めているということだったが、安斉委員からもあったが、8割の子どもがヤングケアラーという言葉を知らなかったり、そもそもケアというのが自分の生活にとっては当たり前だということで、なかなか自分の状況に気づけていないというのがあると思う。そういったとき、アンケート調査でどのように聞く際に、そういった面を考慮されているのかというのを聞きたいのが1点と、あるいはヤングケアラーで入ってくるというよりも、虐待からつながっていくとい

うことで、広報だったりとか窓口の職員さんだったりとかに啓発活動を行っているということなのだが、4月から子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例も施行されるということで、さらにこれから対応していこうと考えていることがあれば、伺いたいと思う。

山本教育部参事 先ほどヤングケアラーの把握のためにアンケート調査を行っているというお話をさせていただきました。

先ほどもご答弁させていただいたが、子どもたちはなかなか自分の状況に気づけないということはあると考えている。アンケート調査を行っているが、その質問項目についてはあなたがヤングケアラーかということを知っているわけではなくて、何かふだんの学校生活、また、家庭での生活の中で困っていること等があったらということで、自由に記述をしていただいたりだとか、また、選択式で答えていただくということをしている。

そういった回答があった際に、やはり学校のほうで大事になることは、そういった何か困っていることについて詳しく、その後、一人ひとりから聞き取りをしていくということがとても大事なことになってくると思う。その聞き取りの中で、本人のその状況について教員のほうも整理をしながら伝えていくこと、また、その先の支援についてどのようなものがあるのか教えていくこと、こういったことが今後子どもたちが自分の状況に気づいていく1つのきっかけとなると考えているので、こういった取り組みを今後も続けていきたいと考えている。

本多子ども青少年部長 先ほど我々として職員向けの研修と、それとあと各現場ということで保育園、幼稚園などに啓発活動を行ったと申したが、これ1回だけで終わるということではなくて、定期的というか、引き続き行っていく必要があるかとは考えている。それとそういった子どもに接する機関だけではなくて、やはり市民の方にもそういうSOSを発見していただくということが大切だと考えているので、この秋には市民向けにこういう講演会も行うような今考えである。

岸田委員 先ほど、ヤングケアラーと思われる子を発見した場合、まず子どもたちの気持ちをよく聞いて、どうしたいかというのを丁寧に対応してくださるという答弁があって、本当にそこはこれからも大事にさせていただきたいな

と思うが、多分そのヘルパーを派遣だったりとか在宅の何かサービスを利用するというのは、今まで市の中で、子ども青少年部だけではなく福祉部のほうでやっているこのサービスだったりとか、ある支援をうまく活用しながら子どもたちのニーズに合わせていっているのかと思ったが、これらの制度は、全てのヤングケアラーの子たちが使えるものなのか。どうしても制度に当てはまらない子どもたちもいるのではないかなと思うが、その点について伺いたいと思う。

角谷子ども家庭支援センター長 本当にヤングケアラーの内容も様々で、家事、食事の準備、それから兄弟の世話とか、それから外国人であれば子どもさんが通訳とか受診の付添いとか、経済的なことも含めてそういうヤングケアラーの内容が、かなり広いものと私どもも捉えている。

その中で、子ども家庭支援センターに入ってくる相談の中では、やはり親御さんが精神疾患をお持ちだったり、養育能力が厳しかったり、そういった場合が多いが、そういった方にも今お話があった既存の障害福祉のサービスであったり、あとひとり親であればひとり親のサービスを導入したり、もしくは、家庭に子どもさんを早期になるべく保育園に入所を勧めたりということで、既存のサービスでできるところは、一緒に考えながら対応しているところではある。

ただ、委員がおっしゃったように、なかなか制度に乗り切れない狭間の方もいらっしゃるって、ご病気があっても受診をされてなかったり、手帳がなかったり、ただ子どもさんが気になって学校に行けないみたいな案件もあるので、そういった今後制度の狭間になるお子さんもいらっしゃるの、今、国のほうもいろいろな形で、今後ヤングケアラーに対する支援も考えていることも聞いているので、そういったことも横に活用しながら、狭間の方が取り残されないように、その中で頑張っていきたいと考えている。

岸田委員

あとこれは確認させてもらいたいことなのだが、この陳情内容では18歳未満の若者を指すとあったが、やはりこういった家族へのケアは、18歳になったから急に途絶えるわけではなく、20代、30代のいわゆる若者ケアラーと呼ばれている方もいることは実際に調査を取ってわかっているが、本市の場合は支援を切れ目なく続けていくといったことで4月か

ら条例も施行されるが、若者も入れたケアラーの支援はどう考えていくのかということを確認させていただきたいと思う。

本多子ども青少年部長 やはり一般的にこのヤングケアラーの方の課題として1つあるのが、18歳以降の支援の対象から外れる方とされている。やはり就職や進学などの重要な時期に直面して行き詰まる方というのがいるので、そのケアから解放された後、どうしていくのかということで1つそれが大きな課題だと言われている。

我々もやはりその制度の狭間とかあと18歳以降のところは、非常に支援が届きにくいと認識しているので、やはり適切にどういう支援があるのかといったところを確認した上で、そういった支援に直接結びつけるような寄り添い型の対応をしていかなければいけないのかと考えている。

やはりそういった誰1人取り残さないということが考えとして必要だと思っているので、そこについては特にしっかりと対応していくべきかと今のところ考えている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 これをもって質疑は終了する。

これより討論に入る。意見討論はないか。

安斉委員 4陳情第1号 ヤングケアラーに関する調査及び支援に対する陳情について、採択の立場から討論する。

本陳情は、ヤングケアラーに関する調査を行うことと併せて、ヤングケアラーが存在したときの明確な支援を求めているものである。2021年5月17日、国のプロジェクトチームが学校や地域などで、18歳未満の子どもが家族の介護や世話に追われるヤングケアラーについて、学校や地域などで早期に発見して支援につなげるための報告書をまとめた。

この報告書ではヤングケアラーを早期に発見して支援につなげるために、自治体独自の実態調査を全国で促進するよう提起している。また、相談体制の強化やヤングケアラーの家庭への支援も指摘している。本陳情の陳情理由にも触れてあるとおりである。

質疑の中で、多摩市は、ヤングケアラーそのものの調査をされていないも

の、子どもの生活実態調査を行ったりする中で、ヤングケアラーが実際に存在していること、これも質疑の中でも明らかになった。また、発見した場合、子ども家庭支援センターにつなぎ、その対応に当たることなどしてきて、実施をしている。また、学校教育の現場でもアンテナを高くしてヤングケアラーを発見し、子ども青少年部をはじめ、対応にその他の部署も関わるということも、質疑の中でもわかった。

ぜひ多摩市も、調査のやり方はいろいろとあると思うが、本格的な調査も視野に入れていただきたいと思っている。そしてその対応についても、質疑の中で明らかになったが、子ども青少年部や教育分野だけではなくて、福祉分野も含めて対応していただきたいと思っている。

また、18歳以上のいわゆる若者のケアラーについても、先ほどの答弁にもあったが、丁寧な対応をしていただきたいということを要望して、本陳情については採択とする。

三階委員長

ほかに意見討論はないか。

岸田委員

4陳情第1号 ヤングケアラーに関する調査及び支援に対する陳情について採択の立場で意見討論する。

本市においても、先ほど17名のヤングケアラーがいることがわかった。家族のケアを行っていること自体は問題ではないが、過度なケアを子どもが担うことにより、子どもが本来持つ健やかな成長や健康、学業、進路、友人関係などに影響を及ぼすということは調査結果からもわかってきている。

しかし、ケアを担う子どもたちは自分の置かれている状況に気づいていない、または家庭内の問題を他人に話してはいけないと考えたり、周りの大人にもお手伝いするいい子と捉えられ、なかなか子どもたちが自発的に支援につながるものが困難な状況である。教育委員会の行っているSOSの出し方教育や、また、市民等の啓発により、子どもたちがヤングケアラーであることを気づけたり、また周りの大人が気づいてあげられる状況がますます進むことを期待する。

陳情者が述べておられるように、このような様々な対策を行うことは早急な対応が必要だと考える。子どもが心も体も健やかに自分らしく育っていくためには子どもの権利が保障され、年齢に合った体験や学びをするこ

とはすごい必要である。そのためにもこの陳情にあるように、過度のケアを担っている子どもを一刻でも早く把握し、全ての子どもたちに対して必要な支援を行うことは欠かせないと考え、採択の立場での意見討論とする。

三階委員長 ほかに意見討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が2名である。

よって、これより4陳情第1号 ヤングケアラーに関する調査及び支援に対する陳情を挙手により採決する。

本件は、採択することに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

三階委員長 挙手全員である。よって本件は採択すべきものと決した。

ただいま採択すべきものとした陳情だが、この処理方法について協議したいと思う。

この際暫時休憩する。

午前10時39分 休憩

---

午前10時39分 再開

三階委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

先ほど採択すべきものとした陳情については、皆さんのご意見を踏まえ、執行機関に送付としたいと思う。

それでは、日程第2、第29号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

本多子ども青少年部長 それでは、第29号議案について提案の理由を申し上げる。

本条例については、複数の補助金の支給内容について定めていて、そのうち民間保育所補助事業保育所建築費補助金と民間保育所補助事業運営費等補助金の2つの補助金について見直しを行うものである。

まず、1つ目の民間保育所補助事業保育所建築費補助金については、保育

所の改修工事で活用している国の交付金の補助基準額の算定について、現在、一部の工事手法において、上限の設定がない補助基準額となっていることから新たに基準を設けるものである。

それと2つ目の民間保育所補助事業運営費等補助金についてである。現在の民間保育所補助事業運営費等補助金については、平成時代に設定している人件費単価、これは国の給料表を活用した単価設定であるが、それを用いている。この単価を使って補助金額の算定を行っている。

その間に、国の人事院勧告による給与改定等の見直しがまずあった。そういったことで人件費積算根拠の改定、それと基準額の算定方法の見直しなどを行うものである。

詳細については、水野子育て・若者政策担当課長と植田子育て支援課長からそれぞれご説明のほうをさせていただく。

水野子育て・若者政策担当課長 私の方からご説明させていただく。タブレット資料の案件2という3つ目の資料をお開きいただければと思う。

こちら概要としては、社会福祉法人の保育所に対する補助金のうち、以下2点について改正を行うものである。

2番目の改正のポイントである。まず、(1)の保育所建築費補助金については、私、水野の方からご説明させていただいて、その下の後段(2)運営費等補助金については、植田子育て支援課長が説明をする。よろしくお願ひする。

まず(1)の保育所建築費補助金である。まず①の経緯である。令和4年度に、市内認可保育所の建物老朽化に伴い、施設の大規模改修を実施する園が1園ある。現在の規定では、大規模修繕の基準額の算定方法が複数の見積りのうち最安値を基準とする規定となっており、明確な上限額の規定が設けられていないという現状がある。

②の改正点である。既に建て替えて大規模改修を行っている施設、これをイメージしていただくのは、まず建っている建物を除却して更地にしてからまた建てるという手法で、改修を行っている施設との整合性を図るため、以下、基準額の上限を設ける改正を行う。

改正前のところをご覧いただきたい。まず①、こちらは先ほど言った更地

にして建てる手法のところについては、保育定員に応じた基準額が設けられていて、こちらを採用して補助金の交付をしている。

②のほうである。こちらが複数の見積りのうち最安値を基準とするということで、こちらが令和4年度に改修を行う園がリフォームみたいな形、躯体をそのまま活用して行うものについては、明確な上限額の規定がない。

そこで、改正後のほうである。①はそのままとして、②の複数の見積りのうち、最安値と①の保育定員に応じた基準を設けているところの表を比較して、そちらの比較のうち安いほうを基準とすることを今回、改正をいたしたいと思っている。

植田子育て支援課長 資料のほう、(2)である。運営費等補助金というところでは、①の経緯のほうをご覧いただきたい。

平成20年から補助内容で実施している運営費等補助金について、保育園園長会のほうから、主に、次の2点についての要望を受けたところである。

1つ目が運営費等補助金単価、こちらのほうが旧都加算が交付金化された当時の人件費単価となっていることに関する見直しというものと、あと平成27年度から制度が開始された、子ども・子育て支援新制度に基づく公定価格における定員区分と、運営費等補助金における定員区分の整合性を図ることというものである。

そして②の改正点というところである。こちらのほうが保育園園長会と調整を行った結果、公定価格との整合性を図るために、以下の2点についての改正を行うというものになっている。

1つ目が令和3年度人事院勧告に基づく人件費単価への見直し。そして2つ目が、運営費等補助金と公定価格定員区分の整合性を図るというものである。

具体的にどういったところの改正になるのかというところでは、一度、サイドボックス、子ども教育常任委員会のほうを閉じていただいて、新旧対照表をご覧いただきたいので、本会議のほうに戻っていただいてよろしいか。本会議を開けていただいて、令和4年度第1回定例会、そして市長提出議案、そして、こちらのほうの4番目、一部改正条例新旧対照表（参考

資料) というものがあると思う。こちらのほうをご覧になっていただいて、ページ数は、39ページになる。新旧対照表の39ページから47ページにかけて、こちらの新旧対照表がある。

こちらのほうは、細かくはこの場ではご説明できないので、主立った点をご説明させていただきたいと思う。今回こちらの見直しということでは、運営費等補助金のうち、運営費補助金、増配置加算補助金、延長保育充実補助金、産休等代替職員費の補助金ということで、4つの補助金の改定を行っている。その中で大きく3つの内容の見直しを行っているということで、1つは、人件費の積算根拠の改定ということである。こちらのほうは、国の示す令和3年度の保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当等基準額に改めるというものになっている。

そして2つ目が、基準額の積算方法の見直しということで、こちらのほうも、公定価格に基づいた積算方法に改めるというものになっている。

そして3つ目が、増配置加算の見直しということで、こちらのほうが、公定価格の療育支援の加算と重複する部分があるので、その辺りを考慮した形での積算を行っているというものになっている。

三階委員長

これをもって説明を終わる。これより質疑に入る。質疑はないか。

安斉委員

それでは確認だが、まず(1)の保育所建築費補助金。今までこの民間保育所、いわゆる建て替えて新しくするという手法を取ってきた園がかなりあると思うが、今回初めて建て替えてではなくて、いわゆるその改修、リフォームというのか、そういう事例が初めてこの令和4年度に出てきたということとして捉えてよろしいのだろうか。

それで、そのために多摩市としてのこの新しい基準を設けて、これに対応しようという、そういう視点でよいのかどうかを確認したいと思う。

水野子育て・若者政策担当課長

まず、1点目のご質問である。この修繕、リフォームで行う手法は今まであったのか、なかったのかというところでは、今回が初となる。今まではなかった。

なお、この上限額を設けるに当たっては、やはり更地にして建て替えてきた保育所等の補助金の均衡を図るために、今回このようなご提案をさせていただいたということになる。

安齊委員       それで、(2)の運営費等補助金の改正について何うが、経緯のところでは今回の改正で運営費等補助金が、非常に園長会の長年の願いであったと。そういうところでは、私は評価すべきなのかと思うが、実際この補助金が減額になるところがあるのかどうか、また、それはどのような理由で減額になるのかどうか、その辺りを伺いたいと思う。

植田子育て支援課長   認可保育所補助事業の単価というところで改正をするというものである。こちらのほうについては、各園、実際の現行単価と新単価ということで比較をしたところ、1園、減額になるというところもある。

      こちらのほうについては、法人全体では増額となるが、1園、その辺のところは利用定員に応じて区分が変わってくるものだから、比較的その利用定員があって、その中でゼロ歳児が何人なのか、1歳児が何人なのか、そういったところによっても、その振れ幅というのが大きく変わってくるというところがあって、そちらのほうを考慮すると、その1園のみ減額になっているという状況が生まれてきているというところになっている。

安齊委員       そうすると国制度の公定価格との関係で、いわゆるその定員の区分によって、定員数とその区分での範疇で少ないというところで減額にならざるを得なかったということで、ある意味、国の制度との整合性の中では致し方がないということと捉えてよろしいだろうか。

植田子育て支援課長   こちら、国の公定価格の利用定員の区分というところでは、致し方ない部分は確かにあろうかと思う。それによって、例えば今回の改正によって、園として定員の見直しを図って、そういったところを考慮しながら、その運営に合った形での定員数に変更するというところの見直しも、園によっては図られるとは考えている。

安齊委員       予算決算特別委員会でも取り上げたが、保育園、認可保育園での公定価格の適用というところでは、なかなかその実態に合わなくて、改正を求める声があると思うが、全国市長会でもこういう公定価格についてより改善を求めてきていらっしゃるわけだが、先ほど、定員の見直しで減額をカバーできて、ふえていくほうになる場合だってあり得るとおっしゃったが、今後こうした公定価格の見直しという中で、より保育園に対する補助金の改正ということが見込めるのかどうか、その辺りを伺って終わりたいと思う。

植田子育て支援課長 あくまで今回の改正というところでは、運営費等の補助金の見直しということになっている。そういった中では、各園の運営に関わる部分での全体の経費の増額というところが図られてくると思うので、この辺りのところについては、各園でまたその運営費をどう配分するのかというところは考えていく必要があるかと思う。

そしてまた、今後公定価格の見直し、状況によって様々改定も行われる可能性もあるので、そういったところをタイミングを見て、園長会とも協議を進めて適宜対応のほうを図ってまいりたいと考えている。

安斉委員 これまで多摩市の保育関係は、民間保育所に背負ってもらっていることが大きいわけだが、待機児解消では一定、保育所をふやすなりして、今コロナ禍でなかなか定員が埋まらないこともあるが、おそらくコロナが解消したらまた埋まっていくと思うが、いわゆる待機児については一定解消してきたと私たちも評価をしている、日本共産党も評価しているわけなのだが、今度はその働く人たちの質の改善ということで、私はこの運営費等補助金のいわゆるレベルアップというか、それが非常に期待される場所だと思うが、その質の改善についてのお考えを伺いたいと思う。

本多子ども青少年部長 我々保育を預かる現場としては、待機児童の解消と保育の質の向上、これが車の両輪だと考えている。

一方の待機児童解消については、今現在はコロナの影響もあるが、ある程度見通しが立ってきたというか、かなり大幅に減少できたかと思っている。これを引き続き維持していくことが我々に求められているという認識である。

もう一方の保育の質については、これは働く皆さんの職場環境をよくする、または待遇の面での改善を図っていくという部分と、それを行ったことで、やはり保護者または子どもたちにいい影響を与えるといった部分はあるかと思う。今後その保育の質という部分に目が向けられてくるので、我々としては、そこに少しスポットを当てて、今後、対応を図っていきたいという認識である。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

岸田委員 保育所建築費補助金のほうで伺いたいですが、今回、リフォーム・修繕という

のも、建て替えに匹敵するような大きな工事だとは理解したが、建て替えとリフォーム、工事手法は違うが、そのことによって保護者だったりとか子どもたちに、どういった影響の違いがあるのかといった点が聞きたいのと、これから、この建て替えとリフォームを選択するのはそれぞれの園だと思うが、市としてはどちらのほうかふえていくと捉えているのか伺いたいと思う。

水野子育て・若者政策担当課長 リフォームの手法による親子への影響というところなのだが、まず、更地にしてから、建て替える手法としては、この場合は、仮園舎をつくって、別の土地に作ったり借りてつくったりしていったとき、なじみのある園舎から離れるというものがあるが、修繕の場合その同じ園庭の中に、仮園舎を建てるが、躯体を使えるところは、使いつつ徐々に修繕をしていくというところでは、場所の移動の負担が少ないというメリットはあるかと思う。

それから今後、更地にして建て替える方法なのか、リフォームなのかというところでは、これはあくまで建て替え、修繕等を行う法人の意向に沿って、協議をしていくので、そこはしっかりと法人の意見を聞きながら進めていきたいと考えている。

岸田委員 もちろん園がどちらがいいかというのを選択していくと思うが、今回リフォームが多摩市内で初めてということで、実際に工事をもちろん安全とかいろいろな面は配慮されているというのは理解しているが、実際、工事を行ってみてどうだったかというのは、行ってみないとわからない部分も多々あると思うので、そういった部分、もしほかの園がいろいろ検討されたりとか実際されるということがあれば、情報共有のほうはしていただきたいと思う。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見討論はないか。

安齊委員 第29号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決の立場から討論する。

2つの改正があり、1つは保育所建築費補助金である。これまで老朽化した保育所については、建て替えによるもので進められ、それに対する補助金の基準はあったものの、2022年度、建て替えではなく大規模修繕する保育園が予定されていることから、そのための補助制度が必要となったことがわかった。大規模修繕に必要な市独自の基準と受け止めた。

もう一つが運営費等補助金である。2008年、平成20年からの補助内容で実施している運営費補助金について、保育園園長会からの要望を受けて、令和3年度人事院勧告に基づく人件費単価への見直しと運営費等補助金と公定価格、定員区分の整合性を図るというものである。

これにより、市内民間保育所の多数が補助金が増額になる一方、定員の数により定員区分の公定価格の総額が変わることで、補助金が減収になるという保育所も1か所あることがわかった。国の制度の中でやむを得ないこととは思うが、公定価格の見直し、改善を求める全国市長会の要望も国に出されてきている。また、そうした法人が、法人の努力でまた改善されていくこともあり得るといってお話もあった。

私は、市が待機児解消は保育所の増で、一定の効果があつたとして、今度は保育の質を上げるための処遇改善に取り組もうとされていることを評価したいと思っている。

以上申し上げて、可決の討論とする。

三階委員長 ほかに意見討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名である。

よって、これより第29号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

三階委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第3、所管事務調査 GIGAスクール構想についてを議題とする。

本件は継続案件である。本件については、令和3年6月17日に、所管事務調査として位置づけた。その活動として7月に、市内の小・中学校へ児童・生徒の実際のタブレット端末の使用状況について調査するため視察を行った。

また、11月には本年10月に新たに教育長に任命された千葉教育長に、多摩市の状況と今後のビジョン等について伺い、意見交換を行った。さらに、令和4年1月にはGIGAスクール構想と、1人1台の端末の導入政策をめぐる課題について、講師を招いて勉強会を行った。

ここまでこのように進めてきたが、今後さらに先進地の視察等を行うことで、タブレット等のICT機器の活用実態を調査研究し、子どもたちにとって望ましい教育環境について協議を行っていくことでご異議はないだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 異議なしと認める。

最後に議会運営委員会で、所管事務調査については毎定例会で進捗状況を報告するということが確認されているので、今定例会最終日に報告をしたいと思う。

報告の内容は委員長にご一任いただきたいが、これにご異議ないだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

それでは、本日のご意見を受けて、今後も引き続き所管事務調査に取り組んでいきたいと思う。また、本所管事務調査については、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思う。

これにご異議ないだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

日程第4、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにしたと思う。

これにご異議はないだろうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。  
この際暫時休憩する。

午前11時04分 休憩

---

(協 議 会)

三階委員長 ここで協議会に切り替えたい。

それでは、一番最初の多摩市立市民活動・交流センターの開館準備の状況についてである。市側の説明を求める。

古谷文化・生涯学習推進課長 よろしく願います。それでは、協議会資料の1をご覧ください。多摩市立市民活動・交流センターの開館状況をご報告をする。

4月1日に開館するこの施設の開館準備についてということである。1の開館のここまでの準備状況についてである。昨年の10月から、利用団体の登録を開始をして、市民団体、指定管理者とともに、運営協議会や懇談会で、利用ルールを決定することなどをしてきた。

今年に入ってから開館準備状況は、以下記載のとおりであるが、1月から予約システムによる抽せん申込みの開始、2月には、施設を指定管理者に引渡しを行い、施設備品の搬入設置や、利用団体による倉庫への備品の搬入、また、交流スペースへのカフェ設置工事、グラウンドの整備、防球フェンスの設置工事などの準備を進めてきた。

2の今後の予定についてであるが、以上申し上げた準備については、順調に整っていて、3月27日、今週末日曜日であるが、開館記念式典と式典関係者内覧会を行う。

ここにいらっしゃる子ども教育常任委員会の皆様には、連日の式典のご参加となるが、当日、式典のご参加、内覧会に改めてご参加をどうぞよろしく願います。

また、4月1日の開館後、初めての週末となる4月2日の土曜日には、施設の開館記念イベントを開催をする予定である。開催イベントの詳細は、参考資料としてお配りしている開館記念イベントのチラシに記載をさせてい

いただいているとおりであるが、少し紹介をさせていただくと、開催は4月2日土曜日の9時半から15時半、敷地全体を使った様々なイベントを予定していて、まず、グラウンドエリアでは、巨大エア遊具やストラックアウト、キッチンカー、青空クラフトワークショップなど。

教室エリアでは、多摩美術大学学生による黑板アート制作展示や、お菓子のおたますくい、野菜の直売コーナー、ダンスレッスンや、パラスポーツ体験、体力測定や健康測定エリア。

体育館エリアでは、市民団体による太鼓演奏や、民族舞踊パフォーマンス、大抽せん会、パラバルーン体験など、このように様々な子育て世代をはじめ、様々な世代が楽しめる内容を準備をしている。

実施に当たっては、東京都の感染防止ガイドラインを遵守して、マスク着用、手指消毒の協力を来場者の方々に仰ぎ、3密回避等の感染防止策を図って行っていく。

また、当日は、多摩ふるさと資料館1階の展示スペースも自由に閲覧することができるということになっている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

安齊委員 カフェだが、この4月2日のグランドオープンときは特別だと思うが、キタカイ焼きカレーとかアルコールとかチキンバスケットとか非常に豪華だが、通常のカフェのメニューというものはどのようなものがあるのだろうか。

古谷文化・生涯学習推進課長 メニューの詳細は、まだはっきりと公にはされていないが、ここで、イベントのときにお出しするこのメニューも、通常のメニューとしてお出しをする予定である。ただし、アルコールの部分については、この施設、教室の半分が教育委員会の運営する施設ということもある。子どもの来場ということもある状況を鑑みて、平日は夕方以降アルコール提供、土日は1日アルコール提供という想定で準備をしている。

安齊委員 確かにカフェから外を眺めながら軽食を取るとするのは非常にいいなと思っていたが、お酒の提供もあると思ってなかったので、ある意味、非常に人も集まりやすい場所になるのかと。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わりたい。

次、2番目、パルテノン多摩グランドオープンに向けたスケジュール等についてである。宮崎文化施策担当課長。

宮崎文化施策担当課長 それでは、協議会2の資料をご覧いただきたい。パルテノン多摩グランドオープンに向けたスケジュール等についてということでご報告をさせていただきます。

パルテノン多摩だが、現在再開館に向けて準備を進めているところである。全施設の利用が開始するグランドオープンに先行して、3月27日にはプレオープンを行って、記念イベントや内覧会を行う。また、「こどもひろばOLIVE」なども利用可能となる。

プレオープン以降の施設運営のスケジュール、それから、7月のこけら落とし公演の概要についてご報告をする。

下の表をご覧いただきたい。まず、3月26日、いよいよあさってなのだが、再開館の記念式典という形になる。子ども教育常任委員会の委員の皆様には、ご招待という形でよろしくお願ひしたいと思っている。

そして翌日、3月27日がプレオープンということで、こちらは市民に向けた一般開放を行う。ウェルカムコンサートだったり、キース・ヘリングの壁画の展示もある。壁画の展示については、再開館の式典のときにもご覧いただくことができる。こどもひろばOLIVEがいよいよ利用開始という形になっている。

そして、4月1日から、会議室及び練習室、ギャラリー等の利用が開始される。そして、自動演奏楽器のロビー演奏というのも、4月中に2回程度、予定している。こちらのほう、式典のときにも演奏をしたいと考えている。

そして4月1日から14日、こちらのほうは新しい新諸室のクリエイティブラボ、キッチンラボ、クラフトラボのモニター利用ということで、無料で使っていただくような企画をしている。こちらは予約制となっている。

5月からは、パル多摩エコールという講座事業、こちらは朗読演劇の講座なのだが、そちらのほうを実施をしていく。

そして7月1日にいよいよグランドオープンという形になる。

2ページ目のほうに、こけら落とし公演の内容について、7月1日から3日までの内容を示させていただいている。こちらのほうはパルテノン多摩NEWSのほうで、3月1日に全戸配布という形でさせていただいているところである。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 4月からは月2回程度、自動演奏楽器をロビーで演奏されるということなのだが、これのメンテナンスについて特に注意されることというのはあるのだろうか。あるいは別にこれについては、普通にただ演奏されるということなのか。

宮崎文化施策担当課長 メンテナンスということなのだが、これまで2年間しまっていたところなので、専門の業者さんにここでメンテナンスをしていただいたところである。現在、完璧な形となっている。ただ、古い機械でさらに木でできているので、加湿、除湿、湿度の管理というのが結構大変で、今の時期だと、乾燥しているので加湿するというので、加湿器を置いて毎日水がなくなったら補助するような、そういった形を取っている。

以前もそうだったが、年に一遍程度は専門の業者に見ていただくような形は取っていく。それは指定管理者のほうで行うという形になっている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わりたい。

次に、3番の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた多摩市立温水プールの運営についてである。それでは、市側の説明を求めたい。

小林オリンピック・パラリンピック(兼)スポーツ振興担当部長 それでは、資料の3をご覧いただきたい。

温水プールについては、新型コロナウイルス感染症の拡大があって、令和3年度から、開館時間の短縮を行っておるところである。

こちらについては利用料金の大幅な減収、それから、施設にかかる費用を抑えるということを目的としているが、令和4年度についても引き続き営業時間の短縮、それから休館日の変更を継続するというものである。

事業の縮小については、資料にもあるように基本は夜の10時までの

だが、こちらを夜の8時までということに、午後8時までとしている。それから休館日についても、トレーニングルームを第2・第4火曜日が本来だが、毎週火曜日、プールと同じく休むという形にしている。

今回のこの対策によって、経費的には1,400万から1,500万円程度の削減が予想されているところである。事業縮小の考え方としては、夜の時間帯は利用者が少ないというところである。

次のページ、ご覧になっていただくと令和3年度の1月までの利用状況をまとめているが、プールの利用、それからトレーニングルームの利用も、コロナの影響がなかった時期と比較して、大きく利用が減っている状況にあるということである。利用者の方への周知については、既にたま広報でお知らせをし、アクアブルー多摩の館内などでもお知らせをしている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わりたい。

次に、屋外スポーツ施設管理更新計画の進捗状況についてである。

小林オリンピック・パラリンピック(兼)スポーツ振興担当部長 昨年の12月に、屋外スポーツ施設管理更新計画を策定したが、その中で、施設の運用の見直しという項目がある。そちらの項目の中の進捗状況についてご報告するものである。大きくは2点ある。

1点目は多摩東公園庭球場の早朝利用の拡大ということである。令和3年度は、試行実施を7月から9月にかけて行っていたところである。これは夏の暑い時期、早朝の時間に使えるということで、暑さ対策というところ。それからスポーツ機会の拡充、利用促進、利用料金収入の増加と、このようなことを目的として行ってきたところだが、試行実施をした結果、近隣にお住まいの方からの騒音に対する苦情ということはなかった。それから、早朝枠についても多くの方にご利用いただけたかということ、それから利用料金と経費の部分でも、収支が黒字になっていたというところがある。

また、利用者の方からは拡充を求めるご意見もあったので、令和4年度以降については、7月から9月については本格実施とし、4月から6月については日の出の時間等も考慮した上で、まずはここは4月から6月を今度試

行実施するということで進めていく。

2つ目は、大谷戸公園キャンプ練習場の運用の変更についてである。現在のキャンプスタイルに合った利用方法へということで、利便性の向上のため、こちらに記載してあるような内容で利用方法を変更している。

それから3点目であるが、こちらはスポーツ施設を紹介する動画を作成して、Y o u T u b eに公開しているところである。

1つは体育施設の紹介の動画とキャンプ場の利用方法を紹介する動画を作成して公開しているので、お時間あるときにご覧になっていただきたい。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 大谷戸公園のキャンプの関係なのだが、いろいろ現状のスタイルに合わせた利用方法の見直しということで、火気類の持込みが可能になったということになるが、この辺りの見直しは、これは別に市の判断でできることだったのか、あるいは何かこれに合わせていろいろな基準とかを見直さなければいけないことがあったのか、あるいは何か対策をしなければいけないことがあったのかということについて伺いたい。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 公園内で火を取り扱うということは、基本できないことになっている。ただ、こちらキャンプ練習場については、キャンプ練習をする場所ということで、従来はかまどとキャンプファイアーを行う場所に定めて、火が使えるということにしていた。

ただ、実際、今のキャンプの状況からすると、いろいろな機具等もあるし、それを利用されたいというご要望もあったかと思っている。そうした中では公園緑地課とも調整しながら、キャンプ練習場のエリア内であれば、まず火の管理については対応できる、それから、管理人もいるというところもある。

それから、火を使うに当たっては、ご利用者の方に利用に当たってのルールを十分周知して、たき火台やグリルなどの使用方法、それから、使い終わった後の火の始末などについて、定めたルールを守っていただくということで対応することで、今回このような形で変更したところである。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

岸田委員 もしわかったらでよいが、この動画の配信、どれくらいの方が見られた

か。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 今の時点だが、動画の視聴回数だが、陸上競技場編が271回、それから、野球場・テニスコート編が380回、球技場編が268回ということになっている。それから、大谷戸公園キャンプ練習場の使い方についてだが、パート1が577回、パート2が333回、パート3が194回ということである。

岸田委員 少し感想も入るが、動画のほうがすごくきれいにできていて、やはりこのコロナ禍でなかなか遠くに行けない状況もあると思うので、改めて多摩市の魅力というか、多摩市で楽しく過ごせる方法を紹介してくださっている動画の1つでもあるので、多くの方にも見ていただきたいなと思った。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終了する。

次に、5番目の令和3年度第4回多摩市子ども・子育て会議の概要について。厚生労働省・東京都「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施」の調査状況の報告についてである。市側の説明を求める。

水野子育て・若者政策担当課長 それでは、タブレット資料の協議会資料5をお開きいただきたい。14ページものの資料をつけさせていただいている。毎回子ども教育常任委員会で報告をさせていただいている令和3年度第4回の多摩市子ども・子育て会議の概要についてご報告する。

まず、開催の日時は、令和4年2月16日に開催をしたが、まだコロナの影響があったため、書面開催にて開催をした。

(2)の報告案件は、①から⑤の5件について報告を行ったところである。その下の米印をご覧いただきたいが、まず、報告事項1については後ほど資料のご紹介をさせていただく。条例については、令和3年度第4回多摩市議会において可決されたものであるもので、詳細の説明は割愛させていただく。

それから、報告事項2、3、5については、別案件として時点の数がまた更新されているので、別案件として後ほどご報告をするので、よろしく願いをする。

④の厚生労働省・東京都の調査報告については、角谷子ども家庭支援セン

ター長よりご報告をさせていただく。

それでは、タブレット資料をおめくりいただいて、2ページ目は、子ども・子育て会議の次第となるので、割愛させていただく。

3ページ目に、カラー版の条例についての説明資料をつけさせていただいた。イラストを入れて、わかりやすく、4ページものでつくらせていただいて、子ども・子育て会議にもご紹介をさせていただいたところである。

まず、12月議会で可決をされて、4月からの施行予定だということをご説明しつつ、この資料をご提示し、この資料については、現在、学童クラブ施設長会、児童館館長会、保育所、認可保育所の園長会、あと幼稚園長会にも、こちら資料をご提供させていただいて、ご説明をさせていただき、このカラー版のものをA3判に印刷したものをお渡しして、施設の中でもご紹介、ご提示をお願いするという作業を進めている。こちらの資料を使って、今後しっかりとまた周知活動を行っていききたい。

①の説明は以上である。

では、④の説明について、角谷子ども家庭支援センター長からご説明する。

角谷子ども家庭支援センター長 それでは、今年度4回目になる国と東京都の子どもの安全の確認の調査ということで、報告をさせていただく。

本調査は、令和3年6月1日時点で多摩市に住民票がある12歳、小学生までのお子さんを対象とした調査となっている。

1つ目の調査としては、乳幼児健診、3歳児健診まで受けたお子さんで、健診を受けなかった方、その後、安全確認ができていのかどうかという調査になる。こちらは健康推進課のほうに確認をして、健診未受診者で把握できないお子さんが1人いるということの情報をいただいたので、子ども家庭支援センターのほうで家庭訪問を行った上、不在だったので、東京出入国在留管理局のほうへ照会をかけて、出国を確認している。

未就園児調査については、3歳から5歳の抽出を行って、所属等がないお子さんである。最終的には46人いらっしまったので、その後、家庭支援センターのワーカーが家庭訪問をして、所属はないけれども、安全確認ができた人が22名、それからその他の所属等、転出等で確認した方が6名。

18名がやはり確認ができなかったので、東京出入国在留管理局へ照会をして、全員出入国で確認を取って、安全確認ができなかったお子さんはゼロとなっている。

小学校の不就学児童については学校支援課と連携をして、今年度は全て所属先を把握されているということで、該当となるお子さんはいらっしゃらなかったのも、ゼロとなっている。

最終的に4月末現在、12歳までのお子さんの全員の安全確認が、所属等で取れているという結果情報になっている。

2ページには内容結果を書かせていただいている。不就学児童のうち、最終的に3歳から5歳のお子さんの中で、所属先が全くないという方がやはり18名いらっしゃった。そのお子さんについては、その後も子ども家庭支援センターが定期的に訪問して、子育て情報を提供したり、保育園や幼稚園の入所時期になったら、併せてご案内等を行いながら、継続支援をしている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

安斉委員 いろいろな機会を通じて、子どもたちの把握をされているということ、私もここで改めて見てわかったが、意外と海外に籍を持っていらっしゃる方たちのお子さんたちが対象となっていて、それもきちんと対応されて、安全確認未確認児童数はゼロとなっているが、これはこのところずっとこういう傾向が続いてきていると見ていいのだろうか。それとも今までなかったが、今ここにきて急にそういう対象者が出てきたと見ればいいのか、どうなのか。

角谷子ども家庭支援センター長 毎年一定数、多摩市に住民票を置かれたまま、外国に所在されている方もいらっしゃる。状況としては、保護者の方の海外赴任とか、あとは外国人の方で母国と行ったり来たりという方もいらっしゃる。

今年度は、数的には大体同じだが、やはりコロナの影響があって、家族情報からお聞きしていると、本来、帰ってくるはずだったのが帰ってこれなくなったとか、そういったことで、若干コロナの影響も出ているかを感じているところである。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

大野委員 　　少し基本的なことだが、今の関係でこういう調査というのは、大体主要諸国では同様にやられているものなのだろうか。あるいは、それは特にわからないというか、我が国の場合はこういうことをやっているということか。

角谷子ども家庭支援センター長　この調査は実はおそらく日本のみということになるかと思う。なぜかというとな、五年前から目黒の案件とか、野田の児童虐待死亡案件、そういうことがあって、重篤な案件が続いたということで、厚生労働省のほうで全国調査で、子どもを徹底的に安全確認で生存しているということ強化しようということの児童虐待の防止対策の抜本強化策として、4年前から始まっているので、日本独特のものだと思う。

三階委員長　　ほかに質疑はないか。

岸田委員　　所属なしのところ自主保育2名の方を含むとあるが、自主保育、一応グループに属していると思うが、なぜ所属なしのところにカウントされているのか伺いたい。

角谷子ども家庭支援センター長　確かに自主保育、所属があるといえはあるし、そういった形の保育を希望される方で、自主的になさっているものもあるかと思う。調査のほうの、東京都、国に確認したところ、自主保育は、現在は所属なしのところにカウントという形になっているので、こういう形で計上させていただいている。

岸田委員　　東京都に伺ってというところだと思うが、全く所属していないのと、何かに所属しているのというのは、やはり親だったりとか子どもへの影響だったり負担だったりというのは違うと思うので、今後それについても考慮して、カウントの方法も考えていってほしいなと思う。

三階委員長　　ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長　　質疑なしと認める。本件については、これで終わりたい。

次、6番、令和4年4月認可保育所新規入所申込等の状況についてである。

植田子育て支援課長　令和4年4月認可保育所新規入所申込み等の状況について、資料のほうをご覧ください。

こちらについては、まず1の表がある。合計欄のほうをご覧ください

い。新規申込み、表のAのところについては、括弧内の数字なのだが、昨年度、こちらのほうが622人に対して、今年度は539人となり、減少という事になっている。

入所決定数については、表中のB、こちらのほうについては昨年度合計536人に対し、今年度は446人ということで、昨年度よりも減少しているというところである。

保留者というところでは、そのAからBを引いた数になるが、こちらのほうは昨年度86人に対して、今年度93人ということになって、若干だが、増になっているというところである。

申請の状況の特徴ということでは、全体的に減っているが、特に1歳児、3歳児の申請数が昨年度より減っているというところで、それに伴って、空きが多く発生している。

2番目の表をご覧いただきたい。こちらのほうのまた合計欄のところ、合計数というところでは、括弧内の数字、昨年度179人に対し、今年度は177人ということで横ばいということだが、空きのクラス構成が変わっている状況になっている。

年齢については、昨年度は1歳児に空きはほぼないという状況だったが、今年度は26人ということになっている。一方、5歳児クラスについては空きが減少しているが、こちらは新規開設園が幼児クラスに空きが出るが、開設後、数年経過し、年々その子どもたちが持ち上がるということで、その児童によって埋まるため減少しているという状況になっている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

安斉委員 令和4年4月新規入所の状況というところで、保留者数が、今年93人あるというところで、この保留者数というのはこのコロナの影響の中で、少し様子を見ていらっしゃるという人たちと捉えてよいのか、その辺りをお答えいただきたい。

植田子育て支援課長 こちらの保留者については、今言ったような形でコロナの様子見という形ではなくて、実際に申し込んだが、入所が決まっていなくて、今実際に保留になっている。いわゆるこれから待機児童につながっていく数字にはなるが、この後に、さらにまた育休の延長や定期利用の保育、あるいは

取下げとか、あるいはそのほかの認証保育所や企業主導型保育所、そのほかの認可外保育施設、こういったところに決まっていったら、最終的にこの数が絞り込まれていったら、待機児童の数が4月以降に決まっていくという形になると考えている。

安斉委員 空きがある中でなかなか決まらないということは、いわゆる希望されている地域の保育所とか、それが合わないというところでなのか、自分の条件といろいろ合わないということなのか、その原因というのはどういうものなのか。

植田子育て支援課長 保護者がどの園を希望するのかというところもある。そしてまた、希望する園が1園だったり、あるいは2園だったり3園だったりということで、第1希望、第2希望、第3希望という形でも取って、その中で、園のほうを入所決定をしていくというところになるが、その中で例えば1園しか希望がなかったりすると、その園を希望している方がたくさんいれば、そこで一旦は保留という形になるというところでご理解いただきたい。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わりたい。

次、7番目の保育料の未納金対策についてである。

植田子育て支援課長 保育料の未納金対策ということで、令和3年度の取り組みということで資料のほうをご覧いただきたい。例年この時期にお示ししているものになる。

1番目の表についてだが、こちらの表については、過去6年分の状況を報告している。そして表の下のところについては、納付誓約者数について、過去3年分の報告となる。

次のページに移っていただいて、続いて不納欠損の金額の報告になっている。令和3年度は、平成28年度までに生じた債権について、令和4年度3月中に実施をするものである。今回は32件、48万5,670円というところになっている。そのほか滞納に関する取り組みについては、例年と同様ということになっている。

そして、納付誓約者に対して、児童手当の充當にて同意いただいた方に関

しては、定例の児童手当の納付の行う方の人数を過去3年分、報告をしている。

最後に最後の表になるが、過年度の調定額とその徴収額、徴収率の表となっている。調定額については、年々減っているような状況になっている。今後についても、新型コロナウイルス感染症の影響もあるということで、未納金のある方に関しては、各家庭に寄り添いながら納付計画等を立てて、納付等を促していくと考えている。

三階委員長 質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 それでは、質疑なしと認める。本件については、これで終わりたい。

次は、8番のパルテノン多摩4階子どものエリア事業の進捗状況等についてである。

角谷子ども家庭支援センター長 それでは、パルテノン多摩4階子どものエリア事業の現在の進捗状況について、ご説明させていただく。

いよいよ3月27日にパルテノン多摩のほうがプレオープンする。それに伴って、4階の子どものエリア事業がオープニングイベントということで、併せて実施を行う。オープニングイベントの期間としては、3月27日から3月30日の4日間を予定している。

1つ目には資料に書いているが、自主事業として、体験！ストリートオルガンということで、パルテノン多摩共同事業体と連携して、お子さんでも演奏できるストリートオルガンを広場のほうで子どもたちに演奏してもらうということで、1日3回、実施予定をしている。

2つ目にオリーブの葉っぱをつくらうということで、製作体験型のイベントだが、施設の愛称であるオリーブの葉っぱを作って、きらきらひろばのところにオリーブの木があるので、そこに最終的にいろいろ葉っぱを茂らそうかという形を今検討しながら行う予定である。こちらは1日中、開館時間の午前9時から午後6時、随時行う予定としている。

それから、多摩センター全体のCMAの連携事業として、スペシャルイベント with ハローキティということで、経済観光課を中心に、地元企業の方との連携ということで、ハローキティに4階の広場に登場いただく。そし

て、絵本を読んだり、公園に遊びに行こうというのを4日間にわたって、朝の9時15分から行う形を取っている。こちらは予約制になるので、予約の状況もとても好評だったということをお聞きしている。

それから各日、先着100人の方にはオリジナルのプレゼントも実施予定である。

それからおそらく連携事業となるが、図書館連携として、恵泉女学園大学のKPKA(クプカ)というグループのほうに来ていただいて、紙芝居やパネルシアターやてあそびを実施する。こちらは初日3月27日のみ2回実施を予定をしている。

このようなオープニングイベントを市のホームページとか、それからOLIVE専用のホームページ等、あとSNS等で、今現状発信している状況である。

三階委員長 説明は終わった。質疑はないか。

岸田委員 このようなオープニングイベントも予定されていて、ここが開設されることをすごい楽しみにしている子育て家庭も多いと思うが、こちらの子どもエリアのほうでは、子どものおむつの処理のほうはどうなっているのだろうか。

角谷子ども家庭支援センター長 今現状は、他の公共施設と同様にお持ち帰りをしていただく予定となっている。

岸田委員 こちらの子どもエリアの設置の目的とかを鑑みても、やはりおむつを持って帰らないといけないというのは1つの大きな負担だと思うので、そちらの点も考えてほしいと思う。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わりたい。

次、9番目、令和4年多摩市成人式について。

石山児童青少年課長 協議会資料の9番のほうをご覧いただきたい。令和4年多摩市成人式についてのご報告をさせていただく。

今年の1月10日、月曜日の祝日に二部制、第一部、第二部という形でそれぞれ45分間、成人式のほうをリンクフォレストホールのほうで実施さ

せていただいた。

実行委員会のほうで定めた今年のテーマは、『心あたたまる再会』というテーマで行っている。来賓の恩師の先生7名と、サンリオからキティちゃんなどをステージのほうに迎え、あと報道の方、多摩テレビ、タウンニュースの2件があった。

多摩中央警察署からは2名の方、警察の方が警備のご協力をいただいて、実施している。

新成人参加実績としては、対象となる年齢の方が市内に1,448人の方がいらっしゃって、そのうち出席が880名、率にすると60.8%の方が参加いただくことができた。また、コロナ感染症のことを考えて、今回リアル会場とライブ配信という形で両方行った。また、その開催後もアーカイブという形で、ユーチューブで成人式の様子を見ていただくことができるようにしていて、こちらの再生回数、2月10日までの間で6,159回見ていただくことができた。

三階委員長

市側の説明は終わった。質疑はないか。

岸田委員

コロナ禍の中なので、すごい感染症対策をしながら成人式を実施していただいたことは、新成人の方にとってもよい思い出になったと思うし、よかったと思うが、以前、食育推進基本計画の中で、新成人に向けての栄養啓発活動を行うということがあったが、それを子ども青少年部長のほうで、何かそれに代わるようなことを機会をとらまえてしていきたいということがあったので、具体的にそのことについて何か考えているのかということが1つと、あとこの食育だけではなくて、ふだんの成人式だといろいろな情報だったりとかというのを、そこで新成人の方に知ってもらおうということも行っていると思う。今度、新成人に関わることだったら、4月に多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例が施行されるということで、何かそういうことについて、ふだんなかなか接点がない新成人の方に、こういった機会を捉えて何か行えたのかということを確認させていただきたい。

本多子ども青少年部長

まず、食育の関係だと、以前は来た受付のところでもいろいろなチラシとかを配っていたが、それがごみになるだろうということで、今、取り

やめていて、そういったことが今できてないが、それに代わる方策ということで、所管の部署とどういうことができるか、現在進行形で検討しているところである。

それと多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例については、当日は実施することができなかったが、やはりこういった機会は、広く条例の周知という機会としてはいい機会だと思うので、多分紙だとあまり見ていただけないので、映像とか、そういったことでできないかということを含めて今後検討していきたいと考えている。

三階委員長       ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長       質疑なしと認める。本件については、これで終わりたい。

それでは10番、令和4年度学童クラブ待機児童状況（予定）についてである。

石山児童青少年課長   続いて、協議会資料10番のほうをご覧ください。表になっているが、令和4年度の学童クラブの待機児童数の状況についてご報告をさせていただきます。

こちらのほうの資料だが、第3期までの申請者数でカウントさせていただいている。昨年と同様になる。こちらのほうの令和4年度の募集の定員としては、1,921名分の定員に対して、第3期までの申請が1,832件、申請の取下げ等があって入所の予定児童数は1,741名、待機児童数だが、こちらのほうが39名の待機児童数が出ている。

ただ、こちらの39名の中で、東京都の調査規定による近隣で通うことができる学童クラブがないという児童数については19名、表の中では、主にピンク色の網かけになっている愛和小学童クラブ1名、愛宕南学童クラブが5名、大松台の第一・第二で1名、南鶴牧小学童クラブの第一・第二で12名ということになっている。去年と比べては、去年が1,828名という形で、1,832名と比べてほぼ去年並みの申請件数になっているかと分析をしている。

三階委員長       市側の説明は終わった。質疑はないか。

安斉委員       近隣のところの学童クラブに移られた方もあったとしても、やはりその

できなかった方たちが19名あるということでは、やはりこれはその対策としては、児童館と併設されているところは別だが、今、そういう待機児が出ているところは、どうも児童館とはそれほど関係がないように思うが、どのようにしてその対処されているのか。様子を見て途中でまた入ってくるという形なのか、それまでは自宅待機なのか、その辺りを伺いたい。

石山児童青少年課長 児童館と併設というところではなく、今回ご指摘のとおり、学童クラブとして単体であるところでの待機児童のところ、顕著に出ているところが多摩第三小学校の児童、それから、南鶴牧小学校の児童の愛宕南学童クラブと南鶴牧小の学童クラブと見ている。

こちらはまず多摩第三小学校のほう、愛宕南学童クラブの部分については、この待機児童が出ている間、建て増し等で対応するのが非常に困難かと見ている。こちらの部分については、今後の学校の建て替えによって、学校の建屋内に学童クラブを設けていただくということで協議をしている。その間、愛宕児童館でのランドセル来館での対応ということを考えている。

南鶴牧小学童クラブについては、今後、大松台小学童クラブの児童数が減少傾向にある、減少が進んでいる。こうしたもので吸収していくという考えと、唐木田児童館もしくは落合児童館でのランドセル来館で対応しようと考えている。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わりたい。

それでは11番、学童クラブ費過年度分滞納状況について。

石山児童青少年課長 協議会資料の11番のほうをご覧ください。学童クラブ費の過年度分の滞納状況について、ご説明をさせていただきます。

学童クラブ費は、市債権で時効が2年となるため、今年度については、平成30年度分の9万8,000円、児童数にすると2名の滞納額について、債権放棄という形での対応をさせていただこうと考えている。

ただ、こちらの資料なのだが、3月10日現在で作成させていただいて、その間も、児童青少年課の担当職員が滞納督促の努力をして、今回3月10日過ぎ、17日の段階で4万2,000円の収入があったため、滞納額

9万8,000円の債権放棄については5万6,000円、1名分という形で、訂正をさせていただければと思っている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わりたい。  
この際暫時休憩する。

午前11時58分 休憩

---

午後 1時00分 再開

三階委員長 それでは、休憩前に引き続き協議会を再開したい。

午前中、子ども青少年部から訂正の発言があるので、よろしく願います。  
る。

石山児童青少年課長 貴重なお時間、大変申しわけない。

午前中、協議会資料の10番のところで、ご質問いただいた多摩第三小学校の件について、私、言葉が足りなくて、多摩第三小学校の大規模改修もしくは改築の機会を捉えて、建屋内に学童クラブをとということで訂正させていただきたい。よろしく願います。

三階委員長 それでは12番、13番と一括で報告させていただく。

12番、多摩市立多摩ふるさと資料館の開館準備状況について、あと13番、都指定史跡「稲荷塚古墳」用地に関する申し出についてである。

齊藤文化財・教育企画担当課長 それでは、協議会資料12をご覧いただきたい。

多摩市立多摩ふるさと資料館の開館準備状況について報告をさせていただく。令和4年2月、3月、市内4施設に保存をしていた文化財資料をふるさと資料館のほうに搬入させていただいた。搬入した文化財資料については、1階の5つの展示室にそれぞれ展示準備を、今整理を行っているところである。また、展示室5つあるうちのちょうど真ん中になる展示室3の中に、旧小泉家住宅の一部復元を予定しているが、こちらについては前回ご報告させていただいたとおり、部材の選定、また、部材のスケールダウン等の準備にどうしても手間がかかったことによって、開館後の6月頃に、この辺については、オープンをさせていきたいと考えている。

今後の予定であるが、今週の日曜日3月27日である。開館記念式典を開催させていただく。翌週4月1日に資料館の開館、翌4月2日に開館記念イベントを予定しているというものである。

続いて、協議会資料13をご覧ください。都指定史跡用地に関する申し出についてである。

こちらは12月の協議会でもご報告させていただいた後の経過報告ということである。東京都の指定史跡「稲荷塚古墳」である。こちらについては、所有者の皆様から高齢化や、都外在住などで管理が難しくなったということでの寄附のお申し出を頂戴していたところである。

この申し出を受けて、多摩市の文化財保護審議会のほうで、古墳の上にあるお社、鳥居、灯籠、こうしたものの移転・撤去についての意見を頂戴し、問題ないということを受けて、今年の2月に、東京都のほうに現状変更申請、試掘の確認調査申請を行った。

2月21日に東京都のほうから許可が下りて、今週の月曜日に写真測量、また、昨日と本日について、試掘調査のほうに入っているというものである。

今後については、この試掘調査の結果を受けて、実際にお社や鳥居、上にある工作物等の移転、撤去方法を検討し、また、東京都と確認を取りながら、作業を進めていくという形になっている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 最初のほうの説明で、民俗・生活資料で利用を希望するところに募集して、再活用を図ったとあるが、これはどの程度のものがどういう形で再活用という形になっているかという、何かまとめみたいのはあるか。あるいは、概要で結構なので、こんな感じだというお話があれば。

齊藤文化財・教育企画担当課長 詳細な数字については、今持ち合わせがないもので、答えを控えさせていただくが、まず市内の小・中学校に、再利用についてのお問い合わせをさせていただいた。また、その次に市内、あと関係する団体さん等にお声かけをさせていただいて、年明けに最終的に一般市民の方々ということで、お声をかけさせていただいた。それぞれ数件から10件程度のお問い合わせ、お申込みを頂戴し、4月にお渡しできる準備を今進めていると

いうところである。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わりたい。

次に14番、多摩市学校事務共同実施の令和3年度の進捗状況についての報告をお願いします。

細谷教育部参事 それでは、多摩市学校事務共同実施の令和3年度の進捗状況について報告をさせていただきます。

令和3年4月だが、共同実施を未実施である、まだ実施していない3つのグループ、第1、第2、第4グループだが、こちらへ都の支援員が配置をされた。その後、10月1日の共同事務室の開室を目途に、引継ぎや開室の準備を進めてきたところである。

ところがこの間、都の支援員に欠員が発生した。理由としては、退職であるとか妊娠出産休暇の取得、また病気という形で3名の欠員が生じて、その3名が第1、第2、第4全てのグループ、1校ずつという形で発生していた。

そのような状況から、OJTの期間を確保し、十分な引継ぎ期間を確保するためには、10月1日の開室は少し難しいのではないかということで、7月12日に、開室日を令和4年1月1日と延期をしたところである。こちらについては、多摩市教育委員会にて報告をしている。

そして明けて本年1月1日だが、3つの共同事務室が開室をした。その後、2月16日になるが、教育長、それから私、そして担当ということで、それぞれの各共同事務室を視察をして、共同事務所と事務職員からも直接声を聞くということをした。

その中では、1人職場でこれまでやっていたのだが、やはり最初はチームというもので仕事をすることに慣れない感じがあったが、今はチームで仕事をしていくことのありがたさを感じているという声もいただいたところである。

その後、3月になるが、教育委員会だよりで市民に周知をし、4月1日、いよいよ本格実施というところで、この後、迎えるところである。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

安齊委員 新しく開設されたところが3か所で、4か所全部が4月1日から本格実施を開始するということだが、これはおそらく共同実施になったので人数が減らされたというか、そういうふうになっているのだと思うが、5名が3名、7名が4名、7名が4名と、残りのところはなっているが、3名、4名、4名、4名でやっていかれることになるのかと思うが、その人員の確保はきちんとできていると思うが、先ほどは何か職場も慣れてきてすごく利点のこの話があったが、実際はどのような動きになっていくのか。今日3名とか4名とかの形の協力体制というのはどういうふうな状況なのかお聞きしたい。

細谷教育部参事 人数が減ったことでの協力体制ということだが、それぞれの共同事務室によって工夫はあろうかと思っている。学校担当制で分けているような形のものもあるし、その業務ごとに、学校で担当を分けるのではなくて、業務ごとに人を割り振って進めていくというやり方もあると聞いている。

いずれにしても、複数担当制などを引くことによって、もし4名または3名の中で、1名お休み等が出たとしても確実に引き継げるような形で、チームで仕事をしていくということでは、聞いているところである。

三階委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わりたい。

それでは、次は15と16一括で報告する。「ICTと健康」セミナーの実施について、あとICTと健康に関するアンケート調査の集計結果についてのご報告である。

麻生学校支援課長 よろしく願います。私からは、「ICTと健康」セミナーの実施についてご報告させていただく。協議会資料の15をご覧ください。

タブレット端末を活用した学校教育を開始するに当たり、児童・生徒がICT機器を活用する際の健康への注意点を、児童・生徒や保護者、教職員等に周知することを目的に、今年度「ICTと健康」セミナーを全8回実施した。

資料にあるとおり、第1回の1人1台タブレット端末の効果的な活用方法についてから、第8回の親子で考えるより良い睡眠までを実施させてい

いただいた。また、図書館では、関連する書籍の展示やブックリストの配布なども行われた。

次に、資料の次のページをご覧いただきたい。項目の3で、参加者の主な感想をまとめている。

まず、学校におけるICT機器の活用状況と目の健康では、学校での様子を知ることができてよかった、また、GIGAスクール構想と目の健康。相反する興味あるテーマを学ぶことができてよかったなどのご意見をいただいている。

また、親子で考えるより良い睡眠では、子どもと大人の差を聞いてよかった。大人と子どもの夜の光に対する影響の違いがよくわかったなどのご意見をいただいている。

教育委員会では、来年度も引き続き、ICT機器の活用に関する様々な情報を学校だけでなく、保護者や地域の皆さんと共有していく予定である。

室井教育協働担当課長 それでは、続いて協議会報告事項の16番、ICTと健康に関するアンケート調査の集計結果について説明をさせていただくので、資料のほうをお開きいただけるだろうか。

昨年9月の子ども教育常任委員会協議会にて、1回目のアンケート結果についてご報告したが、年末年始にかけて、同じ設間でアンケートを全小・中学校に依頼をし、第2回のアンケートを実施、その集計ができたのでご報告をするものとなる。回答数は1万70人中、8,961人で88.4%の回答率となっている。

資料は小・中学校全体の集計結果となるが、第1回との比較の中で変化のあった設問としては、資料の2ページ目の第1問、学校以外のスマートフォン等の使用時間についての設間で、2時間以上の長時間の使用の回答が少し減少している状況が見られた。

また、資料の4ページ、第9問のタブレットを良い姿勢で使えているかの設問では、「できた」とする回答が若干減り、次の第10問のタブレットを使っていて、体調が悪くなったかの設間で「なかった」とした回答が減少し、「少し悪くなった」とした回答が少し増加をしている状況である。

タブレットを使うことに慣れるにつれて、姿勢を正すことの意識が薄れ

る反面、少し体に負担がかかっている児童・生徒がいる可能性が想定される。それ以外の設問では、ほぼ第1回の回答と似たような割合となっている。

このアンケート結果については、各学校にも学校ごとの集計結果も併せて共有しながら、今後の学校におけるICT機器の活用や、児童・生徒への指導等に生かしてもらうとともに、先ほど15番でも説明をしたような、教育委員会としても引き続き部内で連携をしつつ健康に配慮しながら、ICT機器を活用するための情報を学校、児童・生徒、保護者等と共有する機会を設けていき、効果的なICT機器の活用を進めていきたいと考えている。

本アンケートについては、来年度以降も継続して実施をし、教育委員会や学校の取り組みに生かしていく。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大野委員 セミナーのアンケートも、要はこういうことを通じて、実際の、特に学校現場での取り組みだったり、保護者にもフィードバックしていこうということだと思うが、具体的に、例えば学校などで保護者向けにそういった説明の機会をきちんと時間を取っていくという理解でよろしいのだろうか。あるいはきちんと授業とかでも、こういうことの経験を生かしたものの指導というものが今後入っていくのかどうかということについて、どんな形で、フィードバックしていくのかということを知りたい。

鈴木教育部長 今いただいた視点は非常に大切だと思っている。今年度単発でやって、こういう結果だったということではなくて、先ほどそれぞれの課長からも報告をしたが、健康セミナーについては、好評だったものは同じ内容を継続、あるいはご講演者の都合とかもあるので時期を見ながら、あるいは先ほど、次の説明であった子どもたちのアンケート結果、あれを教育委員会内で分析をする中で、こういうセミナーが必要ではないかということも展開をしていこうと思っている。

こういった蓄積を校長会や教職員研修、様々な場面で学校とも共有する中で、学校側からは、この形でこのまま保護者に出すのかといったところは、それぞれご検討があらうかと思うが、いずれにしても取りっ放しということではなくて、各学校で工夫をしながら、教育委員会としてはバックアッ

プをしつつ、こういう機会あるいは教育活動の中でも生かしていきたいと思っている。

大野委員　　私どもの委員会でも、こういう機器のことについてやはりいろいろテーマに掲げているところもあって、私たちも勉強しなければいけないと思うが、セミナーに参加した人だけがわかっていて、そうではない人がわかっていないというのがあってもやはりよくないと思うので、もちろん簡単ではないと思うが、機会を見つけて、きちんとそのポイントをお伝えいただけるような努力をしていただけたらいいのかと思っている。

三階委員長　　ほかに質疑はないか。

岸田委員　　子どもたちのアンケート調査をしていただいて、今後も経年変化を比較するためにアンケートを行っていくというところは、子どもだったり保護者だったり不安に寄り添っていたりとか、今後のよりよい使い方の模索のためにすごい大事な点かと思うが、もしご存じだったら教えていただきたいが、このようなアンケート調査を他の自治体で行っているところというのはあるのだろうか。

鈴木教育部長　　現時点では、他団体というよりも私ども自主的に、あるいはGIGAスクール導入の際に、議会の中でも賛否というか、心配な部分やご意見をいただいたところを中心に取っているので、今後近隣市とも情報共有する中で、もしあればまた改めてご報告したいと思う。

岸田委員　　このアンケートは多分子どもがただするのではなく、必要に応じて先生が助けてくれたりとかしながら取っていると思うが、ただ、少し気になるのが11番のところ、該当者ではない子どもも答えているというところで、今後、教育部長のほうから、アンケート調査の分析ということもあったが、何かそこら辺も分析されたらぜひ教えてほしいなと思うし、生かしてほしいと思う。

三階委員長　　ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長　　質疑なしと認める。本件については、これで終わる。どうもありがとう。以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

---

午後 1時20分 再開

三階委員長

休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午後 1時20分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の  
規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長                      三 階 道 雄